

令和8年度 高槻市民間学童保育室環境整備事業費補助金

募 集 要 項

本市では、「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」等を参考に、学童保育を必要とする児童の受入れが困難な状況が予測される地域において、民間学童保育室の運営事業者への補助を行うことで、学童保育の実施場所の確保に取り組んでいます。

今回、令和9年4月から新たに民間学童保育室を実施するために必要となる整備費用の補助を行う事業者を募集します。

1 募集内容

(種別)

放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）

民間学童保育室事業の実施については、「高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」、「高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱」の規定を遵守すること

(補助対象事業・補助額)

「高槻市民間学童保育室環境整備事業費補助金交付要綱」に規定する、次のいずれかの事業

(1)「民間学童保育室設置促進事業」

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備並びに修繕 1施設につき 上限1,200万円

(2)「民間学童保育室環境改善事業」

放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備並びに修繕 1施設につき 上限500万円

(補助対象募集件数) 1件

(設置場所)

区域①、区域②のいずれか1か所

区域①：北清水小学校正門からの経路が800m以内かつ北日吉台小学校西門からの経路が800m以内（安岡寺町4丁目など）

※高見台住宅地（安岡寺4丁目）など建築協定がある区域を除く

区域②：登美の里町、東五百住3丁目（ただし、1～8番地を除く）、如是町

※対象となる区域に設置し、高槻市内に住所を有する児童を対象とすること。

※区域の優先順位は区域①、区域②の順とし、それぞれの区域に応募があった場合は区域①を優先して選定する。

(施設の規模)

定員40名以上

※専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）が児

童 1 人につき 1.65㎡以上あること。

(応募資格)

- ・社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、合同会社
- ・応募時において、放課後児童健全育成事業、幼稚園、保育園、認定こども園又は小規模保育事業を実施している実績（1 年以上）を有すること。

(応募の制限)

次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができない。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更正又は再生手続きをしている法人
- イ 応募期間中に高槻市から指名停止措置を受けている法人
- ウ 国税、地方税を滞納している法人
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行い、若しくはそのおそれのある法人

(開所時期)

令和 9 年 4 月

開所時期までに、児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業開始届を行っていること。なお、令和 9 年 4 月以前に開所することは、差し支えない（ただし、令和 8 年度分の運営事業費補助金の交付を保証するものではない）。

2 応募・選考のスケジュール

- (1) 募集要項の配付 令和 8 年 8 月 3 日（月）～9 月 15 日（火）
- (2) 質 問 の 受 付 令和 8 年 8 月 3 日（月）～8 月 28 日（金）
- (3) 質 問 の 回 答 令和 8 年 9 月 4 日（金）
- (4) 応募書類の受付 令和 8 年 9 月 7 日（月）～9 月 15 日（火）
- (5) 選考結果通知 令和 8 年 10 月 16 日（金）頃

※配付・受付は市役所の開庁時間内（土日祝を除く 8：45～17：15）とする。

3 応募様式等

応募様式は、市役所子ども青少年課で配付、又は市ホームページからダウンロード。

- (1) 民間学童保育室環境整備事業費補助金協議書（様式第 1 号）
- (2) 補助事業の事業計画書又はこれに相当する書類（別紙 1）
- (3) 補助事業の収支予算書又はこれに相当する書類（申請額の算出の基礎）（別紙 2）
- (4) 放課後児童健全育成事業、幼稚園、保育園、認定こども園又は小規模保育事業の実施実績を示すもの
- (5) 応募の制限に該当しないことの誓約書

4 質疑応答

公募の内容について質問がある場合、子ども青少年課へFAX、または市ホームページ「お問い合わせフォーム」（掲載ページ下部）で送付すること。

質疑を提出できる者は、応募資格に該当する者とする。

5 参考

補助要綱等は、市ホームページからダウンロードできる。

- (1) 高槻市民間学童保育室環境整備事業補助金交付要綱
- (2) 高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例
- (3) 高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱

6 注意事項

- (1) 事業計画書を提出しても、審査の結果、採択されないことがあります。
- (2) 複数の事業者が同一校区に応募があった場合については、あらかじめ定めた選考基準（事業計画の内容や小学校からの距離など）により事業者の決定を行います。
- (3) 今回の募集は、今年度に環境整備事業を実施し、令和9年4月に開所する事業者が対象となり、令和9年4月までに放課後児童健全育成事業の開始届出が必要となります。
（令和9年4月からの入室希望者については、令和9年1月頃から入室受付できることが望ましい。）
- (4) 本補助金の交付を受けた民間学童保育室は5年以上運営してください。
- (5) 事業計画書は、不採択となっても返却はいたしません。
- (6) 応募書類の提出後、子ども青少年課職員により事業計画の内容等について、お問い合わせする場合があります。
- (7) 補助整備完了後、提出された事業計画内容が履行されていることを確認するため、子ども青少年課職員による立入検査を実施します。
- (8) 運営費の補助（年額600万円または693万円予定（支援員数（常勤・非常勤）による）、他に施設の賃借料助成等あり）については、入室児童が20人以上の場合に対象（10人以上20人未満の場合は減額して助成。ただし経過措置あり）となり、事業開始後に、別途、令和9年度交付申請が必要となります。
- (9) 設置場所については、建築協定制度等を確認し、放課後児童健全育成事業を実施できる場所であることを確認しておいてください。
- (10) 本市がご案内できる「大阪府放課後児童支援員認定資格研修」は以下のとおりです。
受講を希望される場合は、9月17日（木）までに下記の問合せ先までご連絡ください。
【日程】：①1月8日（金）②1月19日（火）③1月28日（木）④2月12日（金）
【受講可能人数】：3名程度

7 提出先・お問合せ先

高槻市 子ども未来部 子ども青少年課（市役所総合センター8階） 担当：松田・馬場

電話番号：072-674-7656

FAX：072-674-7721

※市役所の開庁時間内（土日祝を除く8：45～17：15）とする。